

## 下野市国際交流協会規約

(名称・事業所)

第1条 本会は、下野市国際交流協会（以下「協会」という。）と称し、事務所を下野市役所市民共同推進課内に置く。

第2条 協会は、下野市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民の文化の向上に資するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流に関する諸事業の企画・立案及び実施
- (2) 国際交流に関する啓蒙及び普及
- (3) 国際交流に関する情報、資料の収集と普及
- (4) 姉妹都市との交流促進
- (5) その他国際交流の推進のために必要な事業

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人会員、ファミリー会員、及び法人会員をもって組織する。

2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員でなくなるものとする

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 当該年度の会費を翌年度中までに支払うことができなかつたとき

第6条 協会に、次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 3名 以内  
理事 20名 以内  
監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選とする

3 理事及び監事は、会員並びに関係団体の中から選出し、総会で承認を得る。

4 各専門委員会の委員長は理事を兼務する

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない

6 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する

3 理事は、理事会を構成し、会務を処理する

4 監事は、この協会の経理を監査する

第8条 協会に、顧問を置くことができる

2 顧問は、有識者及び本協会に功労のある者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する

3 顧問は、必要がある時は、会議に出席し、意見を述べることができる

第9条 事務局長、事務局及び会計は、会員及び市役所市民協働推進課職員をもって構成し、  
会長が指名する

2 事務職長は、事務局を総括する

3 事務局は、協会の事務を処理する

4 会計は、協会の経理を処理する

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集し、総会の議長はその都度、会員の中から推薦により選任することとし、理事会の議長は会長が務める

第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる

2 総会は、次の事項を審議する

(1) 規約の改廃

(2) 年間事業計画

(3) 予算及び決算

(4) 役員を選任

(5) その他必要な事項

3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が随時招集する

2 理事会で取り扱う事項は、次のとおりとする

(1) 総会に提出する議案の審議

(2) その他、会長が必要と認めた事項

第13条 理事会は協会の事業活動を円滑に推進するために、理事会のもとに運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会は、会長、副会長及び専門委員会の正副委員長をもって構成する。

3 運営委員会で決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 予算及び事業計画に基づく協会の具体的な事業の執行に関すること

(2) 各専門委員会の活動の調整に関すること

(3) その他、理事会に付議する必要のない事項

第14条 協会の事業を円滑に推進するため、次の専門委員会を設置する。

(1) 総務交流委員会

(2) 語学委員会

(3) 広報委員会

(4) 学生委員会

2 各専門員会に正副委員長をおく。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 専門委員会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管に基づき、企画・立案及び実施

にあたる。

5 専門委員会の情報交換及び連絡調整を図るため、月1回定例連絡会を開催することとし、会議の議長は総務交流委員長がこれを務める。ただし、会長が必要と認めた場合は、連絡会に委員以外の者の出席を求めることができる

第15条 協会の経費は、会費、補助金及び寄付金等をもって充てる。

第16条 協会に下野市国際交流基金（以下「基金」という。）を設けることができる。

2 基金は、交流団派遣事業や姉妹都市締結記念事業、その他理事会で承認された事業に要する経費に充てることを目的とする。

3 基金は、前年度に余剰金があった場合に、基金に繰り入れることができる

4 基金の処分については、事業内容が目的と整合性が図られているか理事会において協議し承認と得るものとする。

第17条 協会の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員 年額 一口1,000円

(ただし、学生・生徒は年額500円とする。)

(2) ファミリー会員（同一居住者） 年額 一口2,000円

(3) 法人、事業所、団体会員 年額 一口5,000円

第18条 30万円以上（個人）、50万円以上（法人）を寄付された場合、永年特別会員とし、特別会員証を発行する。

2 永年特別会員には、各種歓迎会その他パーティー開催時案内する。

第19条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第20条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に関して必要な事項は、理事会に諮って会長が定める